

平成30年度『伝統文化親子教室事業（地域展開型）』（二次募集）  
公募Q & A

Q 1 ひとつの地方公共団体で複数の事業を応募することは可能ですか。

A 1 可能です。ただし採択にあたっては、地域の均衡性を考慮することがあります。

Q 2 一次募集で事業が採択された地方公共団体ですが、二次募集にも応募することは可能ですか。

A 2 可能です。ただし、同一事業は対象外です。また、採択にあたっては、地域の均衡性を考慮することがあります。

Q 3 1事業あたりの上限金額は。

A 3 1事業当たり1,500千円です。

Q 4 事業規模（参加人数）や開催回数・時間に制約はありますか。

A 4 特に制約は設けていません。半日程度のイベントとして実施する他、複数の伝統文化等を、テーマ毎に1時間程度の教室として複数日に分けて実施する事業なども対象となります。

なお、参加人数は10人以上（親（同伴者）を除く）の規模が事業の性質上、望ましいです。

また、学校の授業にあたる時間帯等を利用して実施するなど、学校の授業の一環として開催することはできません。

Q 5 教室を開催する会場に制約はありますか。

A 5 特に制約は設けていません。地域の市民会館等の文化施設の他、商業施設や社会体育施設、公民館など、親子で参加しやすい会場で実施してください。

Q 6 謝金や旅費の単価基準を教えてください。

A 6 謝金の単価や旅費の支給基準については、実施主体の地方公共団体の基準を準用いただくこととなります。ただし、講演者謝金等において、高額な支出を伴うものについては、当該講演者とする必要性について確認させていただきます。

Q 7 地方公共団体から民間事業者へ再委託することは可能ですか。

A 7 可能ですが、全額再委託は認められません。

Q 8 華道体験の花代や郷土食体験の材料費などは対象経費となりますか。

A 8 事業を実施する上で必要なものであれば、対象経費として認められます。

ただし、あまりに高額なものや必要性が認められないものは内容を確認させていただきます。

Q 9 採択された場合、事業実施に向けた内部調整のため、契約締結日を調整することは可能ですか。

A 9 国の契約上、日付を遡ることはできませんが、内部調整が終わる時期まで契約をお待ちすることは可能です。